

# [令和8年度] 児童扶養手当のしおり

## 1 児童扶養手当とは

児童扶養手当とは、父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進と、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

## 2 児童扶養手当を受けられることができる方

手当を受けられることができる方は、次の①～⑨のいずれかに該当する児童（18歳到達後最初の3月31日まで、おおむね中度以上の障害\*がある児童は20歳未満まで）を監護している父又は母、又は、父又は母に代わってその児童を養育（その児童と同居し、監護し、生計を維持すること）している方（養育者）です。

※ 「おおむね中度以上の障害」とは、特別児童扶養手当2級と同程度以上の障害をいいます。

- |                            |      |
|----------------------------|------|
| ① 父母が婚姻を解消した児童             | 離婚   |
| ② 父又は母が死亡した児童              | 死亡   |
| ③ 父又は母が重度の障害の状態（別表参照）にある児童 | 障害   |
| ④ 父又は母の生死が明らかでない児童         | 生死不明 |
| ⑤ 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童  | 遺棄   |
| ⑥ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けている  | 保護命令 |
| ⑦ 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童   | 拘禁   |
| ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童         | 未婚   |
| ⑨ 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童   | その他  |

## 3 児童扶養手当を受けられない方

2の①～⑨に該当する方でも、次の①～⑥のいずれかに該当する場合は手当を受けられません。

- ① 児童や父又は母、養育者が日本国内に住んでいないとき
- ② 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等（母子生活支援施設、保育所及び通園施設を除く。）に入所しているとき
- ③ （受給者が母又は養育者の場合）児童が父と生計を同じくしているとき（父又は母が重度の障害の場合を除く。）
- ④ （受給者が父の場合）児童が母と生計を同じくしているとき（母が重度の障害の場合を除く。）
- ⑤ 父又は母が婚姻し、児童がその配偶者に養育されているとき（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるときを含む。）
- ⑥ 昭和60年8月1日以降に支給要件に該当し、平成15年4月1日時点において、支給要件に該当するに至った日から5年を経過しているとき（母のみ）

※ただし、児童扶養手当を受けられることができる方⑧に該当する人で、その児童が認知を受けているとき、申請できる場合があります。

#### 4 児童扶養手当の額

対象児童が1人の場合の手当額は次のとおりです。(令和8年4月～)

全部支給	月額 48,050円
一部支給	月額 11,340円 ～ 48,040円

- 児童2人目以降は、上記金額に5,680円～11,350円の加算があります。
- 「一部支給」の額は所得に応じて、10円きざみの額となります。
- 手当額は、全国消費者物価指数の動向にあわせて改定されます。

#### ※ 一部支給停止措置について

受給者が父又は母の場合、手当の支給開始の月から5年<sup>\*</sup>、又は、離婚等の支給要件に該当するに至った月から7年のいずれか早い方が経過したときに、**就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられない受給者**は、手当額の一部(2分の1)が支給停止(減額)されます。

確認が必要な時期に、市役所から**事前にお知らせ文書が届きます**ので、期間内に必要な届出をすることにより支給停止(減額)の適用が除外されます。

(就業している受給者でも、届出をしない場合は減額となります。)

※ 請求時点で3歳未満の児童を監護していた場合は、3歳到達の翌月から5年です。

#### 5 児童扶養手当の支払日

手当は、認定されると認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年6回、1月、3月、5月、7月、9月、11月の**奇数月の11日**に各支払月の前月分までの手当が支給されます。※ 支払日が土・日曜日、祝日と重なる場合はその前日です。

支給対象月	支払日	支給対象月	支払日
11月・12月分	1月11日	5月・6月分	7月11日
1月・2月分	3月11日	7月・8月分	9月11日
3月・4月分	5月11日	9月・10月分	11月11日

#### 6 児童扶養手当を受ける手続き

子育て支援課(市役所本庁舎2階)又は、**本郷・久井・大和支所 地域振興課**の窓口にて認定請求書や戸籍謄本・その他必要書類を提出し、認定を受けてください。

請求する方によって必要書類などが異なりますので、事前に、**本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)**を提示のうえ、各窓口でおたずねください。

※ 事情をお聞きしたうえで、請求の手続きや必要書類などをお知らせします。

## 7 所得の制限

※令和6年11月分から改定

請求者や生計を同じくする扶養義務者<sup>※</sup>等の、前年（1～9月までの請求者については前々年）の所得が、次の表の制限額以上ある場合は、その年度（11月～翌年10月分まで）の手当の一部又は全部が支給停止となります。

※「扶養義務者」とは、民法第877条第1項に規定する直系血族及び兄弟姉妹などをいいます。

（所得制限限度額表）

扶養親族 の数	本 人		配偶者・扶養義務者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円
3人	1,830,000円	3,220,000円	3,500,000円
4人	2,210,000円	3,600,000円	3,880,000円
5人	2,590,000円	3,980,000円	4,260,000円

※ 扶養親族数とは、前年中の所得申告時に申告した扶養親族の人数です。

### ○ 限度額に加算されるもの

① 請求者（本人）：老人控除対象配偶者・老人扶養親族がある場合 10万円／人  
 特定扶養親族がある場合 15万円／人

② 扶養義務者等：老人扶養親族がある場合 6万円／人

※ ただし、扶養親族等がすべて老人扶養親族の場合は1人を除く。

### ○ 所得額の計算方法

$$\begin{aligned}
 \text{所得額} &= \text{A 年間収入} - \text{必要経費（給与所得控除額）} \\
 &+ \text{B 養育費}^{\ast} - \text{C 80,000円（社会保険料相当額）} \\
 &- \text{D 諸控除}^{\ast}
 \end{aligned}$$

※ 地方税法における給与所得控除等の見直しに伴い、児童扶養手当の支給を制限する場合の所得額の計算方法について、給与所得または公的年金等に係る所得を有する受給者は総所得金額の合計額から10万円を控除することとされました。

※ 養育費とは、児童の父（母）から、その児童について扶養義務を履行するための費用として、母（父）及び児童が受け取る金品等で、その金額の8割の額を所得額に算入します。

※ 諸控除は次のとおりです。

項 目	本 人	扶養義務者等
障害者控除・勤労学生控除	270,000円	270,000円
特別障害者控除	400,000円	400,000円
雑損控除・医療費控除・小規模企業共済等掛金控除	当該控除額	当該控除額
配偶者特別控除	当該控除額	当該控除額
寡婦（夫）控除	—	270,000円
ひとり親控除	—	350,000円

## 8 児童扶養手当の認定を受けている方の届出

手当の認定を受けた方（所得制限等により手当の支給を受けていない人を含む。）は、次のような届出が必要です。

※ 届出が遅れたり、しなかったときは、手当の支給が遅れたり、手当を返還していただく場合があります。

- ① 現況届（全員が対象で、毎年8月に提出します。2年間提出しないと時効により受給資格がなくなります。）
- ② 資格喪失届（婚姻などにより受給資格がなくなったときに提出します。）
- ③ 辞退届（手当が全額支給停止であって、今後も所得制限限度額を下回る見込みがないなどの理由のみ、辞退することができます。）
- ④ その他（住所や氏名、支給要件の変更等があったときに提出します。）

※ 詳細は手当の認定時に別途説明します。

### 別表（父又は母の障害について） ※1 ページ「2 児童扶養手当を受けることができる方」関係

- ① 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- ② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- ④ 両上肢のすべての指を欠くもの
- ⑤ 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- ⑥ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- ⑦ 両下肢の足関節以上で欠くもの
- ⑧ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- ⑨ 上記①～⑧に掲げるもののほか、身体の機能に労働することを不能にらしめ、かつ、常時介護を必要とする程度の障害を有するもの
- ⑩ 精神に、労働することを不能にらしめ、かつ、常時介護を必要とする程度の障害を有するもの
- ⑪ 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能にらしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであって厚生労働大臣が定めるもの

※ 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって判定します。

※ ⑪については、当該障害の原因となった傷病につき、初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6か月を経過しているものとします。

## 問い合わせ先

児童扶養手当の申請や届出、相談については、次の窓口までお問い合わせください。

- |          |                           |
|----------|---------------------------|
| ○三原市役所   | 子育て支援課                    |
| 住所       | 〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号    |
| TEL/FAX  | 0848-67-6045/0848-67-5934 |
| ○三原市本郷支所 | 地域振興課                     |
| 住所       | 〒729-0495 三原市本郷南六丁目3番10号  |
| TEL/FAX  | 0848-86-1111/0848-86-4184 |
| ○三原市久井支所 | 地域振興課                     |
| 住所       | 〒722-1492 三原市久井町和草1906番地1 |
| TEL/FAX  | 0847-32-7111/0847-32-7944 |
| ○三原市大和支所 | 地域振興課                     |
| 住所       | 〒729-1492 三原市大和町下徳良111番地  |
| TEL/FAX  | 0847-33-0222/0847-33-1543 |